

# 事務所便り

2022年5月号  
2022年5月20日

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

函館の桜は、ゴールデンウィーク期間と見事に重なります。  
今年は、少し満開になるのが早く、連休中は、満開、桜吹雪、葉桜などいろいろと楽しむことができました。  
五稜郭公園そばの芸術ホール駐車場は、市外ナンバーが圧倒的でした。

## 最高裁判決（財産評価）について

税理士 鎌田 ふくみ

4月19日に、財産評価をめぐる、最高裁判決が示されました。

財産評価基本通達（以下「評価通達」）に従って、相続税申告をしたところ、税務署長は、不動産鑑定評価により評価すべきであるとして更生処分をしました。納税者はこれを不服とし提訴していましたが、この度、最高裁で納税者敗訴が確定しました。

被相続人は次の1を実行し、相続人は2・3に従い、相続税額0で申告しました。

1. 借入金を原資に、マンションを購入する
2. 「評価通達」による評価額は取得価額に比して大幅に低くなる
3. 借入金は評価減しない（評価額－借入金<0）

以下の点が、国税側の否認の契機となったのかと思われます。

- ① この取得・借入がなければ、課税価額は6億円超であった
- ② 相続開始後9か月で、相続人がマンションを第三者に譲渡（転売価額≒取得価額）
- ③ 不動産鑑定士の評価額は、「評価通達」による評価額の4倍程度であった
- ④ 取得費を貸し付けた金融機関の稟議書に、相続税対策がうたわれていた

「評価通達」も含め、通達とは、上級行政機関が下級行政機関に対し、法令の解釈や行政の運営指針などを命令ないし指令するものであり、国民に対する拘束力はありません。しかし、租税行政が通達に依拠して行われているのは国民周知であり、通達は文書で公開され、解説本も一般に流通しています。

私たち実務家、納税者共にこれらを参照します。大雑把に言えば、【相続税財産評価は時価による→「評価通達」の定める評価方法が時価である】と解釈しています。

今回、最高裁は「実質的な租税負担の公平に反する」事情があったので、「評価通達」による画一的な評価をしなくてもよい「合理的な理由」があるとしています。

また、上述③「評価通達」評価額と鑑定評価額の乖離は「合理的な理由」ではないとも明言しています。

数値基準が示されなかったため、あいまい感が残りました。

## 支援金についての課税関係

スタッフ 内田 優

個人が受け取る支援金は、所得税法上、課税されるもの（所得となるもの）と課税されないものがあります。（法人が受け取る支援金は、ほとんどが法人税法上、課税されます。）消費税法上は、対価性が無い支援金については、課税対象外となります。

下記の支援金等について、申請期間が過ぎているものも含まれておりますが、法人の方も個人の方も今一度、申請可能かどうか、確認されてはいかがでしょうか。

### ・雑収入（個人であれば事業所得等）として課税される支援金等の例

雇用調整助成金

**事業復活支援金（事前確認：令和4年5月26日迄 申請期限：令和4年5月31日）**

小学校休業等対応助成金・支援金

小規模事業者持続化補助金

事業再構築補助金

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金

Go To トラベル事業における給付金

月次支援金（申請受付終了）

一時支援金（申請受付終了）

道特別支援金(A,B,C)（申請受付終了）

函館市事業者特別支援金（申請受付終了）

持続化給付金（申請受付終了）

家賃支援給付金（申請受付終了）

### ・非課税（又は課税関係が生じない）とされる支援金等の例

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

実質無利子・無担保融資制度において、国が信用保証協会に支払う保証料

子育て世帯への臨時特別給付金

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

学生支援緊急給付金

新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

雇用保険の失業等給付

生活保護の保護金品

## 営業時間等のお知らせ

例月通り、土・日・祝日はお休みです。職員の就業時間は6月～11月までの期間は、9時～17時、12月～5月までの期間は、9時～18時です。よろしくお願ひ致します。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。